

晝と夕に本膳を出す、又座敷を借るのみにて、食物を自調るもあり、室代一廻三夕にて、米味噌、薪其外の諸物、皆宿に出入する商人通ひにて入るなり、又焚出しと稱するあり、其は米を自と、のへて、宿に付して日に二次焚出さしむ、さすれば宿より一汁一菜をつけて出す、かくて一廻の代一夕五分、座敷代に合せて四夕五分なり、○中温泉すべて五所、一には新湯、下の町の入口にあり、清潔にして甚熱し、一の湯二の湯と二つに隔なせど、同じ泉なり、功能血を運し、胎毒瘡毒を追出し、創傷などは一旦うみてのち癒るなり、二つには中の湯、あしき匂あり、甚ぬるし、腫物切疵の類癒ること早き故に癒湯といふ、されども毒氣を追込故に、程もなく再發するとぞ、三には常湯、四には御所湯、五には曼陀羅湯、此三つ大形あら湯に同じ、曼陀羅湯は此所の温泉の始めなりといへり、外に殿の湯は平人をいれず、非人湯は非人のみ浴なり、さて此地の名物として、賣物は、麥藁細工、柳行李、湯の花、海苔等なり、さて此所にも銀札通用す、十夕より一步まであり、錢は九十八文を以て一夕とす、此地北海を隔る事僅に一里なり、されば魚類多くして價甚賤し、

出雲國
玉造温泉

〔四方の硯花〕枕草紙に、温泉の名どころあつめたるところに、玉造の湯、春曙抄に、其地未詳とあり、家翁出雲の太守より、彼國産玉造といふところの石を賜りぬ、かの國の門人いふ、其地山川清雅にして、温泉ありて、隣國よりも、病客あつまりゆあみしぬとなん、清少納言は博聞にて、國はしの名どころもくはしかりしぞとおぼゆ、

〔出雲風土記上〕意字郡、忌部神戶郡家正西廿一里二百六十步、國造神告調望參向朝廷時、御沐之忌玉、故云忌部、即川邊出湯、出湯所在兼海陸、仍男女老少、或道路駱驛、或海中沼洲、日集成、市續紛燕樂、一濯則形容端正、再浴則萬病悉除、自古至今無不得驗、故俗人曰神湯也、

漆仁川温泉

〔出雲風土記下〕仁多郡、湯野小川源出玉峯山、西流入斐伊河上、通道通飯石郡堺漆仁川邊廿八里、即川邊有藥湯、浴則身體穆平、再濯則萬病消除、男女老少、晝夜不息、駱驛往來、無不得驗、故俗人號云藥湯、